

後期高齢者医療制度の被保険者証について

後期高齢者医療制度の被保険者証は毎年8月に更新されます。
令和6年8月1日から使用する新しい被保険者証は、7月中にお住まいの市町村から送付されます。
医療機関等の窓口で提示される際は、記載されている有効期限にご注意ください。

①被保険者証

(1)被保険者証の色
緑色（令和6年7月31日まではクリーム色）

(2)交付年月日
令和6年8月1日

(3)有効期限
令和7年7月31日

※短期被保険者証の対象となる方は、令和7年1月31日までとなります。
なお、制度改正に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日から発行されなくなります。

(4)一部負担金の割合
前年(令和5年中)の所得により判定されます。
→「1割」、「2割」、「3割」のいずれか。

【被保険者証の色が、クリーム色から緑色に変わります。】

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

【令和6年7月31日まではクリーム色】

【令和6年8月1日からは緑色】